

○ 技術職員名簿

申請書類に添付している記載要領を参考に作成してください。
様式及び記載要領の入手先については 19 ページをご覧ください。
申請業種以外の資格は評価対象となりません。

別紙二

・当該審査対象年内に新規に掲載可能となった者に「○」を記入

・審査基準日時点での満年齢を記入
(例：令和 6 年 3 月 31 日基準日の場合)
平成元年 4 月 1 日以前生まれの者は満 35 歳以上
平成元年 4 月 2 日以降生まれの者は満 35 歳未満

技術職員名簿

(用紙 A 4)

2 0 0 0 5

一人当たり 30 単位が
上限

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
				8	2							
				8	2							
				8	2							

※計算例 (若年=満 35 歳未満)

【若年技術職員の継続的な育成及び評価の状況】

若年技術職員 3 名 ÷ 技術職員数 8 名 = 37.5% > 15% → 該当

【新規若年技術職員の育成及び確保の状況】

新規若年技術職員 1 名 ÷ 技術職員数 8 名 = 12.5% > 1% → 該当

技術職員 1 人につき申請業種の異なる 2 業種申請可能

・ 1 資格から異なる 2 業種選択可

(例：土木施工管理技士 → 「土木」・「とび・土工・コンクリート」)

・ 2 資格から 1 業種ずつ選択可

「CPD 単位取得数」欄

法第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に既定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次試験に合格した者が、審査基準日から 1 年以内に取得した CPD (建設工事の施工の管理に従事する者を対象としてその能力の向上を目的として行われる継続学習をいう。) の単位数

監理技術者講習受講の要件 (「講習受講」欄)

申請する業種について、次の 1 から 3 の要件を全て満たす場合は「1」をそれ以外の場合は「2」を記入

- 1 法第 15 条第 2 号イに該当する者であること (1 級国家資格者) ※P.29~31 の 5 点に該当する資格のみ
- 2 監理技術者資格者証の交付を受けていること (審査基準日時点で有効であること)
- 3 法第 26 条の 4 から 6 の規定による講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過していないこと

- 技術職員名簿に記入された人数と、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の項番 1 9 「技術職員数」は一致します。
- この技術職員は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ若しくはハに該当する者又は規則第 18 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者 (基幹技能者) であって、審査基準日以前に 6 か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの (法人の場合は常勤役員、個人の場合は事業主を含む。) をいい、労働者 (常用労働者を含む。) 又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限られます。
- 監査役は、会社法上、取締役や使用人等を兼ねることができないため、技術職員に記載することはできません。
- 雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 9 条第 1 項第 2 号に規定する継続雇用制度の適用を受けているもの (65 歳以下の者に限る) については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。この場合、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿 (国交省通知様式第 3 号) を併せて提出してください。様式は 86 ページをご覧ください。
- 記載順序は任意ですが、「在籍確認書類」と速やかに突合できるようにしてください。技術職員数が 31 名以上又は営業所数が 3 か所以上の場合は、可能な限りアからオの順 (もしくは標準報酬決定通知書の順) に記載してください。
- ア 技術職員である経営業務の管理責任者 (技術職員でない場合は記入不要)
- イ 営業所技術者等 (建設業許可を持つ業種、営業所全て) ウ 国家資格者 エ 基幹技能者 オ 実務経験者
- 審査基準日以降に取得した資格は記入できません。
- 営業所技術者等の要件以外の免状を保有する営業所技術者等は、その資格についても有資格区分コードを記入することができます。
- 受審業種以外の資格は記入できません。